



議会報

ならは



学校再開… 4月から町内で学校が始まりました

■ 平成29年3月定例会 会期 3/6(月)～9(木)

- ▶ 平成29年3月定例会……………2～5ページ
- ▶ 臨時議会……………6～7ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………8～15ページ
- ▶ 委員会のうごき……………16～18ページ
- ▶ 全員協議会……………19～20ページ
- ▶ 議会の足跡……………21ページ

平成29年

第176号

6月5日
発行

平成29年3月

檜葉町平成29年度一般会計当初予算

会期は平成29年3月6日から9日の4日間で行われ、提出された条例制定2件、条例改正13件、指定管理者の指定1件、平成28年度補正予算6件、平成29年度当初予算6件、工事請負契約の変更4件、土地の取得1件、発委1件の計34件について、慎重に審議された結果、原案どおり可決・承認されました。

平成29年度当初予算

【一般会計】

- ≪予算総額≫
 143億3,880万円
 (前年比:8億0,380万円(5.9%)の増)
- ≪歳入のうち自主財源:町税等≫
 57億3,219万3千円(全体の39.9%)
 (前年比:12億4,527万6千円(17.8%)の減)
- ≪歳入のうち依存財源:国県支出県等≫
 86億0,660万7千円(全体の60.1%)
 (前年比:20億4,907万6千円(31.2%)の増)
- ◆主な事業**
 カントリーエレベーター施設整備事業/26億5,696万円、災害公営住宅整備事業/15億0,628万円、商業施設整備事業/10億1,315万円、交流館整備事業/4億1,060万円、営農再開支援事業/2億3,049万円、ため池管理事業/1億8,521万円
- ◆新規事業**
 生活再建完了給付事業/1億5,740万円、帰還支援事業補助事業/5,000万円、被災者支援総合交付金事業/4,100万円、学習支援事業/2,237万円、新(再生可能)エネルギー導入推進事業/1,956万円、ICT教育整備事業/1,536万円、甘藷実証栽培事業/159万円
- ◆新生ならは創造採択事業**
 子育て世帯等住宅取得支援事業/2,000万円、外国語指導事業/507万円
【賛成9/反対2:可決】

【修正動議】松本 清恵 議員より

- ≪歳入≫財政調整準備基金繰入金
 △1億5,740万円
- ≪歳出≫生活再建完了給付金
 △1億5,740万円
- ◆主旨(要約)**
 財調を取り崩してまで、給付金に充てる時期ではない。身の丈に合った財政運営が必要ではないか。
- ◆修正案への反対意見(要約)**
 年金受給者、母子・父子家庭、子育て世帯などを均等に救う意味で、本予算は必要である。
 ※修正案【賛成2/反対9:否決】

【国民健康保険特別会計】

- ≪予算総額≫ 18億5,880万円
 ≪前年比≫ 1億6,580万円の増
◆主な事業
 一般被保険者療養給付費/12億0,880万円
【賛成全員:可決】

【下水道事業特別会計】

- ≪予算総額≫ 5億0,978万円
 ≪前年比≫ 1,332万円の減
◆主な事業
 下水道事業債償還金/1億8,328万円
【賛成全員:可決】

【住宅用地造成事業特別会計】

- ≪予算総額≫ 8億3,447万円
 ≪前年比≫ 1億3,200万円の増
◆主な事業
 住宅用地敷地造成工事/6億4,915万円
【賛成全員:可決】

【介護保険特別会計】

- ≪予算総額≫ 9億3,542万9千円
 ≪前年比≫ 576万1千円の減
◆主な事業
 施設介護サービス保険給付費/3億8,829万円
【賛成全員:可決】

【後期高齢者医療特別会計】

- ≪予算総額≫ 3,155万円
 ≪前年比≫ 773万円の増
◆主な事業
 後期高齢者医療広域連合納付金/2,756万円
【賛成全員:可決】

榑葉町議会定例会

を含む、34案件が議決されました

条例の制定・改正

平成29年度榑葉町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税等の減免に関する条例の制定

本町における復興状況、避難状況等を勘案し、平成29年度の国民健康保険税及び介護保険料について減免措置を講ずることを目的として制定。【賛成全員：可決】

榑葉町いきいきアグリ復興基金条例の制定

東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けて、本町の農業再生と充実を図ることを目的として制定。【賛成全員：可決】

榑葉町課設置条例の改正

復興をより効率的に進める必要があることから、本町の行政組織の一部を見直すため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町会津美里出張所設置条例の改正

会津美里出張所の機能を会津美里町字宮里地内へ移転させるため、出張所の位置を変更するため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町公告式条例の特例に関する条例の改正

会津美里出張所の移転に伴い、掲示場の所在を変更するため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町職員の給与に関する条例の改正

県人事委員会の給与勧告に基づき扶養手当及び通勤手当の支給額の改定並びに人事評価制度導入に伴う所要の改正を行うため一部改正。【賛成全員：可決】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正

育児休業等の対象となる職員の勤務の形態を拡充することにより、職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町国民保護協議会条例の改正

本町の行政組織の見直しに伴い、所要の改正をするため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町税条例等の改正

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行及び東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による固定資産税の減免措置を講ずるため一部改正。【賛成全員：可決】



移転した会津美里出張所

榑葉町介護保険条例の改正

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例を設けるため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉北小学校大規模改修基金条例の改正

北小学校の取り壊しが決定したこと並びに本基金の処分期間である5年間が経過したことを受け、当該基金を教育環境の充実を図る目的へ活用できるようにするため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町営住宅管理条例の改正

北田字中満地区に建設中の中満南住宅団地の一部が完成するため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町雇用促進住宅条例の改正

雇用促進住宅に係る家賃及び駐車場使用料の免除期間を延長するため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町自家用飲料水安全確保対策基金条例の改正

飲料水の安全確保対策事業の社会的情勢の変化に伴い、自家用飲料水安全確保対策事業の供与期間を延長するため一部改正。【賛成全員：可決】

榑葉町立こども園条例の改正

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、こども園の事業を改正するため一部改正。【賛成10/反対1：可決】

指定管理者の指定

檜葉町保健福祉会館の指定管理者の指定

- ◆指定管理者
社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会
【賛成全員：可決】

平成28年度補正予算

一般会計補正予算（第10号）

- ◀補正額▶ 1億3,233万8千円の減額
◀予算総額▶ 197億1,770万円
【賛成全員：可決】

国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- ◀補正額▶ 5,824万7千円の減額
◀予算総額▶ 22億4,014万9千円
【賛成全員：可決】

下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- ◀補正額▶ 1,454万1千円の増額
◀予算総額▶ 5億4,734万1千円
【賛成全員：可決】

住宅用地造成事業特別会計補正予算（第4号）

- ◀補正額▶ 3,095万円の減額
◀予算総額▶ 1億4,956万9千円
【賛成全員：可決】

介護保険特別会計補正予算（第3号）

- ◀補正額▶ 2,541万3千円の減額
◀予算総額▶ 10億5,332万3千円
【賛成全員：可決】

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- ◀補正額▶ 88万1千円の増額
◀予算総額▶ 2,903万1千円
【賛成全員：可決】



請願書を提出する3行政区長さん

工事請負契約

契約の変更【産業再生エリア敷地造成工事】

- ◆契約相手 マルト建設株式会社
◆変更前 4億0,000万0,000円
◆変更後 3億9,808万3,680円
(191万6,320円減額)
【賛成全員：可決】

契約の変更【中満南団地災害公営住宅敷地造成工事】

- ◆契約相手 鴻池・草野特定建設工事共同企業体
◆変更前 11億5,211万7,000円
◆変更後 11億4,197万3,640円
(1,014万3,360円減額)
【賛成全員：可決】

契約の変更【竜田駅東側地域整備工事】

- ◆契約相手 鉄建・橋本組特定建設工事共同企業体
◆変更前 16億0,854万5,520円
◆変更後 16億0,752万8,160円
(101万7,360円減額)
【賛成全員：可決】

契約の変更【町道木屋・小六郎線外1道路改良工事】

- ◆契約相手 鉄建・橋本組特定建設工事共同企業体
◆変更前 1億7,635万3,200円
◆変更後 1億5,997万6,080円
(1,637万7,120円減額)
【賛成全員：可決】

土地の取得

コンパクトタウン商業交流ゾーン整備事業用地

- ◆所在 北田字中満244番 ほか11筆
◆面積 25,992.㎡（地目：田）
◆取得価格 総額1億0,656万7,200円
◆地権者数 8名
【賛成全員：可決】

発 委

※関連記事5ページ

一級町道「波倉線」の歩道付拡幅改良工事を求める意見書の提出について

【要旨】

県主要地方道広野・小高線の工事に合わせ、アクセス道路として一級町道「波倉線」の歩道付拡幅改良工事が施工され、将来的に安全で安心な暮らしができる地域となるよう、一日も早い実現を切に願うものである。そのための法整備を早急に実現すること。

【賛成全員：可決】

請願事件採択に伴い意見書を提出。

みなさんからの請願・陳情

一級町道「波倉線」の 歩道付拡幅改良工事に関する請願書

◆請願者 榑葉町営団区長 関谷 宗久
榑葉町下繁岡区長 新妻 敏夫
榑葉町波倉区長 渡辺 正純

◆紹介議員 山田 昭 議員

◆要 旨

「波倉線」は、現在、震災からの復旧や復興に欠かせない重要道路となっているが、交通量が増え、終日ダンプトラック等大型車両が集中して走行することにより、道路の劣化に伴う粉塵や騒音、交通量等の環境問題や安全面で日常生活に支障が出ており、「帰町の妨げになる」などの苦情が絶えない状況にある。

本道路は、国道6号線から県道小埜上郡山線を経由し県主要地方道広野・小高線(浜街道)の重複区間から東電第二入口まで、榑葉町の北部を縦断する幹線町道であると共に、有事の際の避難道路としてその役割はさらに大きくなると思われる。

さらに、下繁岡地区における榑葉北部工業団地造成工事において、現在の一期工事の完了と共に、次年度以降第二期及び第三期造成工事の計画があり、盛土運搬のためさらに多くの大型運搬車両が通行し、益々交通量が増えることが予測される。

また、県主要地方道広野・小高線の改良工

事が発表され、下繁岡・営団・波倉地区の区間の工事期間中は、関連車両のメイン道路となることが想定されるとともに、下繁岡地区の榑葉北部工業団地への企業誘致に伴い、通勤や企業関係車両が「波倉線」を利用することが予想される。

以上のことから、町の今後の道路建設計画にあたり、県主要地方道広野・小高線の工事に合わせ、アクセス道路として一級町道「波倉線」の歩道付拡幅改良工事が施工され、将来的に安全で安心な暮らしができる地域となるよう、一日も早い実現を切に願うものである。

よって、一級町道「波倉線」の歩道付拡幅改良工事の速やかな計画着手と早期実現を望みます。

◆付託委員会 経済福祉常任委員会

◆結 果 採 択

◆審査意見

震災からの復旧や復興に欠かせない重要道路であり、地域が安全で安心して暮らせる環境を求める請願の趣旨に鑑み、本請願事件について採択とした。

◆措 置

榑葉町議会として、平成29年3月10日付けで、町長に対し意見書を提出しました。

請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ない場合がございますので、ご注意ください。

《留意事項》

- ・一つの案件ごとに作成してください。
- ・提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印をお願いします。
- ・請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付してください。
- ・請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）です。
- ・内容には、何をどの様に処理してほしいか等具体的に明記してください。
- ・意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付してください。
- ・提出は、次期定例会のおよそ10日前までに提出をお願いします。
- ・その他、関係する書類等があれば添付してください。

<p>(表紙)【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、例文に記載された事項について明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応をほしいかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>榑葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 氏名 印 電話番号</p>
---	---

臨時議会

平成29年1月臨時議会

会期 平成29年1月24日

平成28年度補正予算

一般会計補正予算（第8号）

◀補正額▶ 1,120万円の増額
◀予算総額▶ 189億8,600万円
【賛成7 / 反対4 : 可決】

町道の認定

町道の認定【笑ふるタウン線】

◆起点 北田字中満227番
◆終点 北田字中満300番
【賛成全員 : 可決】

工事請負契約

契約の変更【中満南団地災害公営住宅敷地造成工事】

◆契約相手 鴻池・草野特定建設工事共同企業体
◆変更前 10億2,599万0,280円
◆変更後 10億2,599万0,280円
(1億2,612万6,720円増額)
◀変更理由▶ 採取土から購入土への変更等による増額変更。
【賛成全員 : 可決】

財産の処分

町有財産の処分【中満南住宅団地1工区】

◆所在 北田字中満263番1 ほか13筆
◆面積 7,737.76㎡(地目:宅地)
◆売却価格 総額1億4,198万3,141円
◆目的 「中満南住宅団地」分譲地として
【賛成全員 : 可決】



改修が完了した向ノ内団地

平成29年2月臨時議会

会期 平成29年2月23日

平成28年度補正予算

一般会計補正予算（第9号）

◀補正額▶ 8億6,403万8,000円の増額
◀予算総額▶ 198億5,003万8,000円
【賛成全員 : 可決】

工事請負契約

契約の変更【檜葉町役場周辺敷地災害復旧工事】

◆契約相手 (株)五大
◆変更前 4,968万0,000円
◆変更後 5,221万2,600円
(253万2,600円増額)
◀変更理由▶ 舗装工面積の増加等による増額変更。
【賛成9 / 反対2 : 可決】

契約の変更【檜葉町町営住宅室内修繕工事(1工区)】

◆契約相手 (株)加地和組
◆変更前 1億2,528万0,000円
◆変更後 1億2,622万7,160円
(94万7,160円増額)
◀変更理由▶ カーテンレール交換の実施等による増額変更。
【賛成全員 : 可決】

契約の変更【檜葉町町営住宅災害復旧工事「向ノ内団地」】

◆契約相手 (資)諸橋建設工業
◆変更前 5,184万0,000円
◆変更後 5,281万9,560円
(97万9,560円増額)
◀変更理由▶ 破風板改修工の追加等による増額変更。
【賛成全員 : 可決】

契約の変更【檜葉町町営住宅室内修繕工事(2工区)】

◆契約相手 堀江工業(株)
◆変更前 7,560万0,000円
◆変更後 8,042万8,680円
(482万8,680円増額)
◀変更理由▶ 襖クロス張替の実施等による増額変更。
【賛成全員 : 可決】

臨時議会

平成29年3月臨時議会

会期 平成29年3月22日

条例の改正

檜葉町地区集会所条例の改正

中満南住宅地区集会所の完成に伴う一部改正。

【賛成全員：可決】

平成28年度補正予算

一般会計補正予算（第11号）

《補正額》 7,360万円の増額

《予算総額》 197億9,130万円

【賛成全員：可決】

住宅用地造成事業特別会計補正予算(第5号)

《補正額》 8,941万8,000円の増額

《予算総額》 2億3,898万7,000円

【賛成全員：可決】

工事請負契約

契約の締結

【カントリーエレベーター及び農業用倉庫敷地造成工事】

◆契約相手 株五大

◆契約金額 1億4,256万円

【賛成10／反対1：可決】

契約の締結【水稻育苗センター敷地造成工事】

◆契約相手 草野建設(株)

◆契約金額 8,856万円

【賛成全員：可決】

契約の締結【商業交流ゾーン敷地造成工事】

◆契約相手 前田・五大特定建設工事共同企業体

◆契約金額 6億3,612万円

【賛成全員：可決】

契約の締結【野球場電光掲示板設置工事】

◆契約相手 堀江工業(株)

◆契約金額 1億8,036万円

【賛成10／反対1：可決】

財産の処分

町有財産の処分【檜葉北産業団地】

◆所在 下繁岡字北谷地16番、字一丁坪5番

◆面積 31,239.70㎡（地目：宅地）

◆売却価格 総額4億8,266万1,285円

◆契約相手 アンフィニ(株)

◆目的 「檜葉北産業団地」工場用地として

【賛成全員：可決】

発 委

檜葉町議会委員会条例の改正

檜葉町課設置条例の改正等に伴い、各常任委員会の所管について改正するため。

【賛成全員：可決】



カントリーエレベーター（上）と
水稻育苗センター（下）のイメージ図



◆ 帰町・帰町後に向けた町の取り組みについて

問 現在の帰町人口は何人か。

答 (町長) 3月2日で、441世帯、帰町者818人である。

問 帰町人口のうち、町役場職員、東電社員の人数は。

答 (町長) 役場職員35名、東電社員25名となっている。

問 35名の職員で職務に影響はないのか。

答 (総務課長) 平日の勤務には支障はないが、昨年11月に発生した地震では、初動態勢に遅れが生じた部分もあった。そのため、職員の輪番制による滞在で対応している。

問 職員も避難者であり、なかなか町に戻れないという状況もある。不安定な輪番制の業務に加え、帰町しない職員は昇格・昇給をさせない、交通費も出さないとも聞いている。指揮命令権、任命権は町長にあるが、やり過ぎではないか。

答 (町長) ある意味伝わるように話をした。11月の地震で、町民の安全・安心という意味において、全職員が帰町し震災前の状況に戻ることを望んでいる。執行部

の長として、時には心を鬼にして臨む時がある。やり過ぎということはあるかと思うが、これを基本的な考え方として今行政執行に当たっている。

要望 27年9月に解除された時から、災害は想定しておかなければならない。職員の士気を高め、町民のために頑張ろうという気持ちにさせるような町長の力量に期待します。

問 今この時期に、町が一番力を入れていることは何か。

答 (町長) 安心して帰町できる環境の整備と魅力ある環境づくりに力を入れてきた。

来年度からは、農業政策と日本一の教育を提供するという教育政策を特に重点施策に位置付け取り組んでいく。

◆ 町の防災対策と広域避難計画の実態について

問 帰町した町民の安全と安心を確保するため、町の防災対策は万全か。また、広域避難計画の現状はどうなっているか。

答 (町長) 全世帯に災害発生時の対応等を示した「防災の手引き」を全戸配布し、防災意識の啓発を図っている。

広域避難計画について、市町村域を超えた住民避難が迅速に実施出来るよう既に策定している。

問 全町民が避難した経験を踏まえて、実効性のある計画を町民に知らしめる機会が必要ではないか。

答 (環境防災課長) 本年度広域避難計画のマニュアルを防災訓練に先立ち配付している。

問 広域避難時の車の渋滞への対策は。

答 (環境防災課長) 檜葉町については第一、第二に事故があったと同時に迅速に避難をする計画である。

要望 広域避難の場合、一気に車両が動き出すという点を計画の中に取り入れて、スムーズに事故なく避難してもらうことが重要である。

問 夜間、休日の職員緊急時対応マニュアルとは。

答 (環境防災課長) 警報等が発令された場合、防災行政無線でJアラートが自動で町民に周知する。その際、職員がスムーズに初動態勢を取れるよう周知している。

◆ 農林水産加工施設等の利活用について

答 (町長) 今後は、新しい農業施策により収穫された農作物を加工し付加価値を生み出す、地域産業の6次化の拠点として活用していきたい。

問 この施設の当初の目的は。

答 (産業振興課長) 個人も含め、町の地場産品を加工し販売に結びつけ、地場産業を振興させるのが目的である。

問 以前は、指定管理者のみが使用していて個人で利用できないなど、本来の目的ではない使用が続けられていたのではないかと。本来の目的に沿って、誰もが利用できるものとして、この施設を活用しなければもったいないのではないかと。

答 (町長) この施設を通年にわたって利用していくような検討を今後重ねていきたい。



◆ 帰町にあたっての町の考え方は

問 高速道路無料化、国保の減免、医療費の免除についての方向性は。

答 (町長) 高速道路の無料化については、先般国土交通大臣から、平成30年3月まで1年間の延長が発表された。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険それぞれ、一定の所得要件を満たす世帯については、新年度も医療費一部負担金及び介護サービス利用料を免除とし、国保税等を免除とする予定である。

問 国保の減免はいつまで続くのか、その見通しは。

答 (住民福祉課長) 毎年国へ減免の要望をしており、30年度続くかどうかというのはまだ見通しができない。次年度以降も避難の状況に合わせて要望活動は続ける。

問 医療の充実、特に重篤な方も帰れる体制づくりは。

答 (町長) 人工透析患者の方のうち、帰町を希望されている方もいることから、身近な環境で透析を受けることができるよう、民間

の医療法人などにも相談しながら、県や関係機関に対し強く要望している。がん患者の終末期医療や特殊な医療機器を必要としている方については、地域包括ケアシステムを構築する中で対応をしていくこととなるが、訪問看護・介護の体制がまだ十分に整備されておらず、今後近隣町村と連携して広域的な体制整備を進めていく。

問 特に重い病気を持っている方は帰れない。リカーレの診療科目を増設し、透析患者を診察できるような体制づくりを希望する。

答 (町長) 人工透析については、民間の医療機関へ申し入れをしているところである。

問 帰町した方がしっかり診療を受けられるような体制づくり、復興に寄与した病院づくりが必要と思うが。

答 (町長) 全体的な状況の中で、極めて厳しいが、今後も関係機関に働きかけをしていく。

問 リリー園への支援体制は。介護職の募集をかけても応募がない状況と聞くが。

答 (住民福祉課長) 町内の居住場所の確保が大きな問題であるが、町雇用促進住宅への入居等の支援をしている。また国・県とも支援策を協議している。

問 帰町された方への特別な支援体制は考えているか。

答 (町長) 職員が担当行政区を見回る「行政連絡員」制度の活用や高齢世帯を対象にした緊急通報システムの提供、公共施設の減免使用、保健師や生活支援相談員の訪問等を進め、警察や消防と密に連携し地域全体で見守るよう取り組みたい。

問 緊急通報システムを利用するにはどうしたらいいのか。

答 (住民福祉課長) 警備会社と直通の通報システムであり、原則65歳以上の高齢者を対象としているが、持病があったり1人では心配という場合も申込みを受け付ける。

問 町民の方々が、何を考え、何をしたいか、また何をしようとしているのか。

答 (町長) 生きがいのある生活を取り戻し、帰町するしないにかかわらず、ふるさと榊葉が再生を成し遂げることを望んでいると感じる。

問 今後の財政計画はどのようになっているか。

答 (町長) 現在、平成26~30年度までを計画期間とした中期財政計画に基づき、「災害を克服し、持続可能な財政運営の実現」を目指した取組みを進めており、現時点では、良好な状態が保持されていると言える。

本年度は公共施設等総合管理計画の策定に着手し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を目指す。

これまで以上に町民の意見に耳を傾けながら、本格復興期に向けた財政需要の把握に努め、持続可能な行政経営戦略を積極的に進めていく。

問 復興期間終了後の財政運営をしっかりとしないと、破綻の一途をたどりかねないと思うが。

答 (総務課長) 高齢化・人口減少などが懸念される大きな問題であり、新たな財政計画では、より一層の一般財源の確保と経常経費の削減等について盛り込んでいく。



◆ 新生ならはへ

今年4月に復興計画での帰町時期を迎える。様々な施策を実現し、町民との協働で老若男女がともに暮らせる町づくりを進めていかなければならない。

新生ならはを創造するには、集客にも力を入れ、魅力ある町の姿を発信する必要がある。交流人口を増やし、風評を払しょくする媒体として町外から多くの人々が訪れることも町の活性化につながる。

また、その実現のためには、町長はじめ町執行部と職員など町政に携わる関係者との信頼関係を築くことも求められている。

◆ Jヴィレッジ再開に向けた動き

問 Jヴィレッジは、平成31年全面再開を目指しているが現状はどうか。また、どのように整備して再開するのか。

答 (町長) 東京電力福島復興本社は昨年3月に富岡町に移転し、現在、平成31年の全面再開を目指し復旧工事に着手している。

サッカー、ラグビーともに使用可能な人工芝の全天候型練習場の新設や、客室120室、約300名収容可能なコンベンションホールを備えた新宿泊棟を増設する計画

となっている。

問 整備費用の寄附を募っているが、町民の関わり方は。

答 (復興推進課長) Jヴィレッジの再開に、町民が深く関わるのが重要であり、寄附についても町民に呼びかけていきたい。

問 JFAアカデミーの今後は。

答 (復興推進課長) 震災後、静岡県に拠点を移しているが、早期再開に向けて町も取り組んでいきたい。

問 施設拡大により、駐車場不足の問題が出てくると思うが。

答 (復興推進課長) 大きなイベントや大会では不足する。付近の土取り場の跡地利用も含め、駐車場の確保を検討していきたい。

問 Jヴィレッジを核とした周辺整備事業として、今後どのようなことを計画しているのか。

答 (復興推進課長) 土地利用計画では、防災、医療、観光などの多機能拠点として位置づけており、今後、多方面から意見をいただきながら方向性を定めていきたい。

問 世界中から参考とされる復興を具現化するためには、隣接する山林を買収して、駐車場の整備や例えばドッグラン、パークゴルフ場、山林に遊歩道を整備して道の駅と連携するなどの活用も必要ではないかと思うが、具体的に政策に生かすことはできないか。

答 (復興推進課長) 実現に向けては財源も含め、しっかり検討する必要がある。多方面から意見を聞きながら方向性を決定していく。

◆ 町執行部体制について

問 町職員の事務量は、震災前と比べて増加していると思われる。

職員の勤務実態と心身のケアへの取り組みは。

答 (町長) 通常業務に加え、復旧・復興に関する膨大な業務で、職員の心身にかかる負担は相当なものであり、全職員を対象に臨床心理士との個別面談を主体とするメンタルヘルス増進事業を行っている。また、全職員を対象にストレスチェックを実施するなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための措置を講じている。

問 残業の実態についてはどのようなになっているのか。

答 (総務課長) 27年度は、1年間の全時間外が約2万5,030時間、月に換算すると1人当たり20時間となる。震災前は1人当たり月約11時間程度であり、比較すると倍の時間外勤務となる。

28年度は、10カ月程度経過した現時点で、27年度の実績を超えている。

問 各課の中で今多忙な課は。また、時間外勤務が最も多い職員は何時間となっているのか。

答 (総務課長) 特に多い部署は、総務課、復興推進課、新産業創造室、建設課等で、総務課の選挙期間中の140時間が最多である。

問 心身の悩みを持つ職員もおり、帰りたくても帰れない状況もあると思うが、働きやすい職場環境に配慮すべきではないか。

答 (町長) 恒常的に残業が続いている状況で、管理職には、部下職員の健康の状態等を把握し、職員管理に努めるよう指示している。

一つの事業が終わった時点で笑いが出るような、明るい職場にしていきたいという基本的な考え方を持って、事務当局と詰めながら進めている。



◆入札制度のあり方について

地方公共団体の財源は税金から成り立っており、工事の実施や物品を購入する場合、“より良い物を”、“より安く”調達しなければならず、その調達方法には一般競争入札や指名競争入札等があるとされている。

問 町内業者の格付基準は。

答 (町長) 当町においては、「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等」の訓令に基づき、町内業者のうち土木工事、建築工事、舗装工事、電気設備工事、水道施設工事の5業種について、A、B、Cの3等級に分けて格付を行っている。その他の業種や町外業者の格付は行っていない。

格付の基準となる数値は、「建設業法第27条の3第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準」を基に定める客観的事項と、工事成績等による主観的事項を基に算出しており、格付基準点700点以上はA等級、500点以上700点未満はB等級、500点未満はC等級に格付している。

問 土木工事あるいは建築工事等につきまして、それぞれの等級に

どのぐらいの業者がいるのか。

答 (総務課長) 土木工事はAランク5社、Bランク5社、Cランクなし。建築工事はAランク1社、Bランク3社、Cランク2社。舗装工事はAランク2社、Bランク6社、Cランク1社。上下水道工事はAランク1社、Bランク5社、Cランクなし。電気工事はAランクなし、Bランク1社、Cランク2社となっている。

問 町内業者をランク付けする場合の基準と下請発注の限度額は。

答 (総務課長) 国交省による経営審査事項の審査結果に基づき、県に合わせた18種の工種に統合、一括して点数化している。

下請については、土木は4,000万円以上、建築は6,000万円以上の下請はできないと定められている。

問 主任技術者と監理技術者との違いは。

答 (総務課長) 土木工事では4,000万以上の下請をする場合は、監理技術者、以下であれば主任技術者を配置しなければならない。同様に建築工事は、6,000万円以上の場合は監理技術者、以下の場合は主任技術者を配置することとなる。

問 議会の議決に付すべき契約は、予定価格5,000万円以上とあるが、その根拠は。

答 (総務課長) 地方自治法施行令において、町村においては5,000万円を下らないことと規定されており、町の議会に付すべき契約の基準として、条例において5,000万と規定している。

問 指名競争入札の指名基準について。

答 (町長) 建設工事を例にすると、設計金額が数億円となる工事

を除き、町内業者により施工可能な工事につきましては、地元企業の保護・育成の観点から等級別格付基準に基づき業者を指名している。また、大規模な事業については、管内の総合建設業者、更には大手ゼネコンなど順次企業規模等を勘案しながら指名している状況にある。

問 政経東北の2月号には、町発注工事の受注金額の合計額が記載されているが、あまりにも特定の者に偏り過ぎていないか。

答 (総務課長) 復興事業に係る請負額が増えており、町内全業者についてそれぞれ受注額は増加している。

問 町の財源は住民の税金から成り立っており、国からの交付金も広く考えれば国民の税金であります。これらを住民の利便性や快適性を実現するため、いろいろな公共事業に使っているわけですが、その税金が一目でわかるような透明性、競争性が確保されなければならない。

また、地方自治法には、最少の経費で最大の効果を上げるよう規定されている。

平成28年12月定例会で否決となった総合グラウンド改修工事のように、特定の者に偏り過ぎているといった疑問や不信感を持たれないような入札を今後執行すべきと思うが。

答 (副町長) その通りであるが、この復興、復旧工事に対しては、各課で相当な数の事業を行っている。あくまでも指名委員会としては、工事等の指名の公正を確保するという観点で進めているところである。



◆ 檜葉町が管理している施設維持管理全般について

問 町が管理している主な施設の年間維持金額(ランニングコスト)をお示し下さい。

答 (町長) 平成29年度予算に計上している町所管施設の光熱費、保守点検、清掃、警備費等の合計金額は、庁舎が1,817万円、町営住宅が933万円となっている。

答 (教育長) 教育委員会所管の施設については、コミュニティセンターが3,897万円、檜葉まなび館が1,676万円、総合グラウンドが3,624万円、あおぞらこども園が870万円、小中学校新校舎が3,454万円となっている。

問 コミセンの維持管理費の縮減についての検討は。

答 (教育総務課長) 28年度に電球をLED化した。また、施設の利用者数を増やすため、パンフレット等を作成し、広く町内外にPR活動をしていきたい。

問 利用者の満足度を上げるには、より近くに駐車場が必要だと思うが。

答 (町長) 庁舎西側は、ここなら商店街がいずれ商業施設に移り、役場前の車庫も撤去予定のため、効率的に駐車スペースを確保

したい。また、町民体育館解体後に駐車場を整備予定であり、ある程度確保できる見込みである。

コミセンについては、維持管理費の見直しをしつつ、施設の利活用について今後検討を重ねていく。

問 公共施設の経費節減を今後どのように考えているか

答 (総務課長) 公共施設管理総合管理計画を策定し、5年・10年スパンでの維持管理経費の平準化、適正な受益者負担、大規模修繕の財源確保と計画的実施に努め、経費の節減に力を入れていく。

問 5年以内に修繕が考えられる施設はあるか。

答 (町長) 役場庁舎や公民館等施設の多くが、経年による劣化等により、定期的な修繕が必要になってくるため、今後計画的に修繕を実施していく。

答 (教育長) コミュニティセンターが建築から30年以上が経過しており、設備等も老朽化した箇所が多く、年次計画を立て修繕等を実施していく。

◆ 道の駅ならはの今後について

問 これからの復旧工事等について。

答 (町長) 物産館は、29年度も引続き双葉警察署が使用する計画であり、温泉保養施設は、早期再開に向け施設設備等の調査・設計を進めていく。

問 警察署が物産館から移転するおおよその予定はいつごろか。

答 (町長) 想定では、復興創成期内である32年までは利用すると思われる。

問 物産館に代わる施設の検討は。

答 (町長) 道の駅の温泉施設1

階のスペースや商業ゾーン内の交流館等も含め検討していく。

問 開業 (OPEN) の予定は。

答 (町長) 温泉保養施設は、29年度中に復旧工事に着手し、30年夏頃の開業を目指したい。

問 町では今後、道の駅ならはエリアをどのように考えているのか。

答 (町長) 当地域は、土地利用計画において、Jヴィレッジの再生、防災・医療・観光などの多機能拠点として位置付けており、原子力被災地の復興を全世界へアピールできる格好なエリアである。

今後、交通の便もさらに向上することから、観光、交流人口の拡大につなげていきたい。

問 岩沢海水浴場の再開は。

答 (新産業創造室長) 海水浴場北側崖面の崩落防止工事を29年度実施予定であり、トイレ・シャワー等が津波によりが流失し、復旧財源等を国・県に相談している。

今後の海水浴場の整備について、内部で協議し計画を立てていく。

問 土取り場の活用方針は。

答 (復興推進課長) 活用について庁内で検討をしている。多方面からの意見を伺いながら方向性を決定したい。

要望 Jヴィレッジを含めた当エリアは本当に素晴らしい。様々な整備をして、人が訪れるような地域にしなければならない。今度は檜葉インターがオープンするので、ぜひJヴィレッジエリアへ来た人が、町内でお金を落として、檜葉インターから各方面に帰るようなスタイルの整備を希望する。



◆今後の行政区事業について

帰町人口が少ない中、行政区単位で様々な活動をしている。田んぼ一面にコスモス・菜の花を栽培する町内美化活動や、集会所の除草・公園の手入れ等を行っている。

問 町で把握している行政区事業には、どのようなものがあるか。また、心の復興事業を利用した行政区活動は、どのようなものがあるか。

答（町長） 各行政区において、交流会の開催や独自の広報紙の発行、地域の環境美化活動などを実施している。

心の復興事業を利用した行政区活動については、28年度は北田、営団、松館の3行政区で花の植栽活動を行っている。

問 行政区が活動しやすい環境作りが必要と思うが、町の考えは。

答（町長） 27年度より行政区ごとに担当職員を配置する「行政区連絡員制度」を導入している。引き続き、町と行政区間の連携をより円滑にし、行政区活動が活性化するように、環境づくりに取り組んでいく。

問 隣の行政区と合同での行事の開催や、まなび館で活動している

グループが集会所に出張して、その地区の方と一緒に活動することなどを提案することで、行政区活動も活発になるのではないかと。

答（総務課長） 行政区間の連携や地域でのグループ活動について、今後検討していく。

問 行政区事業活動資金の補助はしているか。その場合の財源は。

答（町長） 行政区自治振興費補助金の交付を一部再開しており、30年度には震災前同様の交付が出来るよう検討している。

問 字費の徴収ができない中、活動は減少方向にあり、字費に代わる補助が必要と考えるが。

答（町長） 字費に代わる費用の補助として「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により被災した行政区に対する補助金」を創設し、24年度より交付している。

問 農業用の水路を再開する農家だけで管理するのは困難である。震災前は行政区で管理していた経過があり、今後は行政区にお願いしたいが。

答（産業振興課長） 町として、行政区と相談しながら進めていく。

◆檜葉まなび館について

問 どのような活動に利用されているか。また、利用人数は。

答（教育長） 昨年7月に生涯学習の拠点としてオープンし、主な利用は藍染教室やかかし作りなど10団体が活動している状況である。利用者数は、3月1日現在、延べ3,065名となっている。

問 まなび館の維持費は。

答（教育長） 29年度予算で約1,676万円を計上しており、内

訳は、光熱水費、通信運搬費、火災保険料、施設整備委託料、設備保守点検料、施設清掃委託料である。

問 利用料金は発生しているのか。

答（教育長） 町民活動の活性化と利用促進を図る観点から減免措置を行っており、利用料金は徴収していない。

問 教育総務課の在籍はいつまでか。

答（教育長） 当面はまなび館を拠点としながら、学校再開やコミセンの利用促進という観点から、職員がコミセンへ常駐することも考えている。今後、常駐する人数等も含め検討していく。

問 空き教室の一般企業への貸付は考えているか。

答（教育長） 多くの部屋が仕切りのないオープンスペースであり、一部セキュリティ対策が不十分だが、スペースを有効活用し、地域住民との交流を図れる企業等があれば、柔軟に対応していく。

問 コスト削減の観点から、空き教室を利用するべきではないか。例えばNPO法人等への提供や、直売所、カフェ、画廊、若手芸術家の拠点としての使用、同窓会等の打合わせ、資格取得の講習会や料理教室の会場など、様々な用途が考えられる。また、そこから生まれる副産物にも期待できるのではないかと。

答（町長） あくまでも暫定的な施設であり、建物の構造を極端に変更するようなことは出来ないが、それを超えない範囲であれば、積極的に貸付けをしていきたい。

ただし、利用にあたっての一定のルールづくりは必要である。



◆双葉地方の医療体制について

平成30年4月に富岡町王塚に開所する予定の「県立ふたば医療センター」、富岡町には富岡中央医院、富岡町営診療所、当町には、県立大野病院ふたば復興診療所、ときクリニック、広野町には馬場医院と高野病院がある。

問 県立ふたば医療センターの診療科目はどのようになっているのか。

答 (町長) 外科的、内科的疾患全般の救急医療をはじめ、在宅復帰を支える医療や緊急被ばく医療が予定されており、24時間365日対応する。

問 入院者は受け入れるのか。

答 (住民福祉課長) 当施設には30床ほどのベッドを設置予定だが、対象はあくまでも救急で搬送され緊急に手術をした場合等の短期入院であり、二次医療的な入院ではない。

問 医師等の体制はどのようになるのか。

答 (住民福祉課長) 当初予定人数としては8名程度の医師の確保を想定しているようである。看護師等も、大野病院にいた方等呼び寄せするなどして、30床、救急

医療に対応できる体制を整備する。

問 当センターが受入れるのは、外科的・内科的に緊急に手術を要する場合等ということか。

答 (住民福祉課長) 診療の中身はあくまでも救急医療である。住民が安心して帰還し生活できる、復興関連事業従事者が安心して働ける、企業等が安心して進出できる医療環境の整備が目的である。設置期間は、既存の病院が再開するまでの期間ということで、恒久的ではないと考える。

問 新たに施設を整備するのだから、最初から万全な体制づくりが必要ではないか。

答 (住民福祉課長) 診療ベッド数に関してもまだ確定ではない。不足なようであれば、郡内町村で足並みをそろえて要望していく。

問 当センターでは、人工透析は行わないのか。

答 (住民福祉課長) 事故等により緊急で透析が必要となった場合のベッドは用意するが、いわゆる人工透析患者が通うような施設ではない。

問 緊急であっても透析をすれば、高額な設備や担当医が必要となる。一般の透析患者も受け入れれば、より効率的ではないか。

答 (住民福祉課長) 国・県・市町村等で組織する「双葉郡の医療を考える検討会」の席で再三、郡内町村やいわき市から、当センターでの人工透析の実施を継続して強く要望しているが、県からは現時点では実施しないという回答である。

問 檜葉ときわ苑が再開した場合に向けて、透析センターの設置を

要望しているのか。

答 (住民福祉課長) 透析患者の件は、双葉郡全体の大きな問題である。まずは県へ要望し、無理であれば民間へということで、ときわ苑へもその旨は申し入れしている。ときわ苑へは、透析医療を含め、早期の再開を要望している。

問 リリー園とときわ苑の連携は考えているか。

答 (住民福祉課長) 今現在はその考えはないが、今後必要であれば検討していく。

問 連携をすればリリー園にとって、人材確保の問題もクリアでき、ときわ苑から退院する方のうち、希望する方を受入れることで、採算もとれるような施設になるのではないか。

答 (住民福祉課長) ときわ苑に檜葉での再開を打診した際、人材の確保がネックであるとの話であった。いずれの施設も人材確保が大きな問題であり、県・国へ要望し、早急な対策を考えているところである。

問 ふたばリカーレは、昨年2月1日に診療を開始したが、延べ患者数はどのくらいか。

答 (町長) 開院以降1年が経過したが、2月17日現在で6,535人であるとの報告を受けている。

問 月～金曜日、毎日違う医師になり、継続性がなく余りにも機械的な対応だという話も出ているが。

答 (住民福祉課長) 曜日ごとにそれぞれの専門医を配置しているためである。県でも、1年経過した評価について、町民の声を聞くような場面を持っているので、今後改善できるところは要望していきたい。



◆津波被災農地の災害復旧工事における不具合対策について

前回の定例会一般質問時に営農再開に向けて、しっかり対応するとの答弁を頂いたが、その後どのように対応しているのか。

問 具体的な対応は。

答 (町長) 昨年12月下旬より現地確認を実施し、財源確保に向け、国、県と協議している。

津波被災地区の営農再開へ向けた課題については、しっかり対処していく。

問 災害工事は終わっていたが、不具合箇所は多かったのか。

答 (産業振興課長) 全体的に表土に大小の石れきが残っている状態であり、湛水箇所は完全に均平になっていない部分もあるという状況を確認した。

問 対応工事はいつ頃開始し完了する予定か。

答 (町長) 現段階では29年度中の事業完了を目指したい。

問 客土はどのような土を使用するのか。

答 (町長) 今後発生が見込まれるコンパクトタウン敷地造成事業

等の水田の土を有効活用したい。

問 カントリーエレベーター敷地造成事業等の土の活用は。

答 (産業振興課長) 全て活用する予定である。

問 ストーンピッカー等を用いての石とりやレーザーレベラーの活用等は考えているのか。

答 (産業振興課長) どういう機器が適当か検討する。

◆町の交通の現状について

問 朝夕の通勤時の混雑状況への対応はどのようになっているのか。

答 (町長) 警察・消防・震災復興業務等事業者で構成する安全見守り協議会を設置し啓発を行っている。また、双葉警察署へパトロールや交通取締まりの強化を強く申し入れしている。今後も、関係機関と連携して交通安全対策を推進していく。

問 速度違反が頻繁に行われている。今後の対応は。

答 (環境防災課長) 警察署と協議し、適切な交通指導や取締まり等をお願いしている。

問 町には6か所の踏切があるが、道幅が狭いところもあり、大変危険である。今後の対応策は。

答 (町長) 現在、対応策を検討している箇所はないが、改めて関係機関と連携した安全点検や啓発活動等を実施し、前後道路を含めた道路改良の検討など交通安全対策に努めていく。

問 今年の4月から学校が再開し、子供たちが戻って来る。危険な踏切に、1メートル以内で構わないので、歩道の設置をお願いする。

答 (建設課長) 町として要望をJRに伝えていく。

◆町の義援金の現状について

問 現在の残高、管理はどうなっているのか。

答 (町長) 2月末現在の残高は、国県義援金が5,340万9,892円、個人から寄せられた町復興のための義援金が835万8,085円、町配分用義援金は272万1,805円となっており、いずれも普通預金として管理している。

問 今後はどのようにするのか。

答 (町長) 国県義援金は、今後追加配分時に町民へ配分予定である。個人からの町配分用義援金は、配分可能額が少額のため、町復興用義援金と合わせて、町民への支援施策に使用する考えである。

◆避難解除後の人口の推移について

問 避難解除後の転入・出人数は。

答 (町長) 2月末までの転出者は353名、転入者は391名である。

問 作業員等で住民登録した人数は把握しているか。

答 (住民福祉課長) 大体130名程度と推計される。

問 作業員等の住民登録を促進していくのか。

答 (町長) 魅力あるまちづくりとともに、交流人口を定住人口に変えていくよう進めていきたい。

問 今後の帰町促進に向けて、どのような施策を考えているのか。

答 (町長) 魅力ある環境づくりに取組んでいきたい。特に、町の基幹産業である農業の再生と町の将来を担う子供達への教育について、重点的に取組んでいく。

総務環境常任委員会

◆ 檜葉町とパートナーシップ宣言を行った長崎県壱岐市に関する調査

【調査日：平成29年1月30日～2月1日】

壱岐市郷ノ浦庁舎前にて



当町と長崎県壱岐市は、町制施行60周年を迎えた昨年「防災・教育・経済友好交流」の宣言（パートナーシップ宣言）を行いました。

この壱岐市の気候や風土、歴史、議会及び行財政の概要を学び、公共施設、産業施設、観光施設等を視察し理解を深め、得られた知見等を今後の復興に資するため調査をしました。

○ 壱岐市の概要

- ① 市制施行 平成16年3月1日
(郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の壱岐4町合併により)
- ② 人口 27,686人
(住民基本台帳人口：平成28年4月1日現在)
(男 13,177人、女 14,509人)
- ③ 世帯数 11,593世帯
(住民基本台帳世帯：平成28年4月1日現在)

- ④ 面積 139.42km²
- ⑤ 土地利用 (平成22年10月1日現在)

宅地	6.56km ² (4.7%)
山林	48.77km ² (35.0%)
農用地	39.00km ² (28.0%)
その他	45.09km ² (32.3%)
合計	139.42km ² (100.0%)

- ⑥ 産業別人口 (平成22年国勢調査)

第1次産業	3,141人 (22.6%)
第2次産業	2,201人 (15.9%)
第3次産業	8,434人 (60.8%)
分類不能	97人 (0.7%)
計	13,873人 (100.0%)
- ⑦ 主な農産物 米、葉たばこ、肉用牛、メロン、イチゴ、アスパラガスなど
- ⑧ 漁業 イカ、ブリなどの釣漁業、定置網、採介藻、刺網、はえ縄漁業など
- ⑨ 歴史的文化遺産 国指定特別史跡の「原の辻遺跡」、国指定史跡の「勝本城址」、「勝本町と芦辺町にまたがる古墳群」など

り
説
明
鵜
瀬
議
長
(右)
と
今
西
副
議
長
(左)
よ



また、原の辻遺跡を核として、壱岐の古代史はもとより、日本の古代史を知る上でも有効で貴重な施設である「一支国博物館」、「長崎県埋蔵文化センター」が開館し、現在でも多くの観光客が訪れている。

○吉岐市議会の概要

①議員定数：条例定数16人（現在数15人）

②ペーパーレス化

平成27年11月よりタブレット端末及び文書共有システムを導入し、議員への議案及び議案資料、会議録等の紙媒体での配布を廃止（ペーパーレス化）することで、経費の削減と事務の効率化を図っている。

○吉岐市の財政状況

市制施行から平成20年度にかけて経常収支比率が上昇し財政の硬直化が進んでいたが、繰上償還等を行い財政の健全化に取り組んだ結果、財政健全化指標は全てにおいて改善されている。

しかし、今後は庁舎耐震改修工事や中学校移転に伴う工事などの大規模な事業に着手する予定であり、楽観視できない財政状況となる見込みである。

また、長引く地方経済の低迷や人口減少などにより、地方税等の自主財源の確保が難しい中、地方交付税や臨時財政対策債などへの依存度が高い財政運営が続いている。

地方交付税については、合併算定替終了後の平成31年度からは大幅な縮減が見込まれる。さらに、平成27年国勢調査の結果、2千人を超える人口減少となっており、より一層の減額が見込まれる。

○吉岐市の財政分析指標（平成27年度決算）

	吉岐市	(参考) 榎葉町
歳出総額	223億4,397万円	168億8,657万円
標準財政規模※1	134億4,735万円	30億0,186万円
財政力指数※2	0.22	0.82
経常収支比率※3	84.8%	71.1%
実質公債費比率※4	4.7%	5.4%
地方債現在高	266億0,264万円	15億0,983万円
積立金現在高	106億9,903万円	117億3,459万円

	吉岐市	(参考) 榎葉町
地方交付税決算額	105億6,978万円	29億9,607万円
歳入総額に占める割合	46.0%	15.8%

※1：標準財政規模 一般財源ベースでの各地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

※2：財政力指数 標準的な行政活動を行うために必要な一般財源需要額に対する地方税等の税収の割合。この数値が1に近く、あるいは1を超えると財源に余裕があることとなる。

※3：経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する指標。この比率が低いほど、財政構造の弾力性に富んでいることとなる。

※4：実質公債費比率 自治体収入に対する借金返済額の比率を示すもの。

○まとめ

吉岐市は、豊かな自然や風土、一支国博物館をはじめとする多くの歴史遺産、海産物や吉岐牛、吉岐焼酎など多くの特産品等持てる資源をフルに活用し、交流人口の拡大を図り活力のあるまちづくりを実践しており、震災及び原子力災害からの復興を目指す当町にとって、大いに参考とすべき点がある。また、人口減少や高齢化、それに伴う財源不足など共通する課題も多く、今後も地域間交流を継続・発展させる意義があると思われる。

しかし、福島と長崎という地理的に非常に遠方であるため、交流に係る財政負担も大きく、今後両市町の交流を活性化させていくには、国・県の補助制度の活用など、継続的な財源の確保が課題である。



白川市長との意見交換

◆ 檜葉町対策地域内廃棄物処理業務の実態調査

【調査日：平成29年2月9日】

環境省が波倉地区に設置した、町内の除染廃棄物等を処理する仮設焼却施設が昨年11月から稼働しており、この廃棄物処理業務の実態について、環境省及び受託事業者から説明を受け、現地にて処理状況及び安全対策について調査しました。

○業務概要

場所 檜葉町大字波倉地内
業務期間 平成27年8月31日～平成32年3月31日（※建設から解体撤去までの期間）
発注者 環境省
実施者 JFE・飛島特定業務共同企業体
業務内容 仮設の廃棄物処理施設を建設し、町内から発生する廃棄物（①津波廃棄物、②家の片付け等で排出する廃棄物（片付けごみ）、③家屋解体廃棄物、④除染廃棄物）のうち可燃物を焼却により減容化する。

○施設概要

業務用地面積 約40,000㎡
仮設焼却施設 処理能力：200 t / 日

運転方式：24時間連続運転
焼却炉形式：ストーカ炉（1炉）
処理対象物 処理量：111,000 t
※平成28年12月末時点の総処理量：6,661 t

○まとめ

今回の調査において、仮設焼却施設の安全性を確認することができたが、より一層の安全管理・保管の徹底を要望しました。

また、中間貯蔵施設の早期の整備と町内の廃棄物の搬出を進めるよう要望した。



環境省からの説明

経済福祉常任委員会

◆ 波倉メガソーラー発電所建設の進捗状況

【調査日：平成29年2月17日】

現在、檜葉新電力合同会社が波倉地区に建設を進めている太陽光発電所（波倉メガソーラー発電所）の事業内容と建設工事の進捗状況について、担当している復興推進課、出資者である一般社団法人ならはみらい、事業主体である檜葉新電力合同会社より説明を受け、現地にて状況を調査しました。

○業務概要

事業会社 檜葉新電力合同会社



設置された太陽光パネル

施設名称 波倉メガソーラー発電所
事業用地 257,464㎡
発電容量 11.5MW（一般家庭約3,800世帯分）
売電先 東京電力ホールディングス株式会社
受注者 株式会社東芝
総事業費 約46億円
運用開始 平成29年10月（予定）

○設備概要

太陽光パネル：51,084枚 変圧器：19台

○事業収支予測（事業期間（20年間）平均）
年平均の収支予測：9,755万円

○まとめ

今回の調査において、順調な工事の進捗状況とパネル設置済み工区の適正な施工状況を確認することができたが、維持管理体制が未構築であることから、本格運用予定の10月までに、地区住民や町内企業の活用など地域経済への寄与も含め、効率的な体制の構築を要望しました。

屋内体育施設新築工事基本設計（案）について【説明：教育総務課】

《開会日：平成29年2月17日》

震災により町民体育館が甚大な被害を受けたため、新たな社会体育、生涯スポーツを通じた健康増進の拠点として、総合グラウンドの敷地内に新たに屋内体育施設を整備する計画である。

現在、基本設計を進めているが、建物の規模や仕様が概ねまとまったため、教育総務課及び設計業者である(株)山下設計東北支社より説明を受けました。

【説明の概要】

1 計画の主旨



完成イメージ図

スポーツを通して、仲間・家族・世代をつなぎ「町民の健康と魅力ある暮らし」を支える、スポーツと文化の新交流拠点

- ①人の動きを巻き込んで、県内外から多くの集客を促す開かれた「スポーツ推進拠点」
- ②子どもが学べ、スポーツを通じた世代間の交流と活動を促進する「文教・交流拠点」
- ③豊かな自然環境（檜葉らしさ）と調和し、県内外へ町の活力を伝える「賑わい発信拠点」

2 建物概要

- ①建築面積：5,079.51㎡
- ②延べ面積：6,846.79㎡
- ③規 模：地上2階、地下1階（機械室）
- ④構 造：鉄骨鉄筋コンクリート
- ⑤駐 車 場：新規136台

3 施設概要

- ①体育館（アリーナ）：30m×43m×12.5m
- ②屋内プール：25m×6コース、幼児用プール
- ③その他：スポーツ練習場（フィットネスルーム）、屋内遊具施設、更衣室 等

①農業再生に係る基金の設置について【説明：産業振興課】

②生活再建に係る給付金について【説明：生活支援課】

《開会日：平成29年2月23日》

①農業再生に係る基金の設置について

農業者の負担を軽減し、町の基幹産業である農業の復興再生を加速させることを目的として、平成29年度当初予算において設置予定である基金について、産業振興課より説明を受けました。

【説明の概要】

1 基金の概要

- ①名 称：檜葉町いきいきアグリ復興基金
- ②積立額：1億円（平成29年度当初予算）
- ③事業実施期間：平成29年度～32年度末

2 基金活用事業

- ①水稻等育苗費助成

水稻栽培者への種籾助成（全額）、花き（トルコギキョウ等）栽培者への種苗費助成（全額）等

- ②鳥獣被害防止電気柵購入補助金
電気柵購入経費の1/2助成 上限50,000円
- ③ゆず実証栽培事業
下小埞地区のゆず実証栽培年間管理費（定額）
- ④甘藷（かんしょ）実証栽培事業
企業と連携した甘藷栽培を検証 初期生産資材費や苗代等（定額）
- ⑤家畜導入支援事業
牛の導入経費の1/2助成 上限300,000円

※上記以外にも担い手等にヒアリングを行いながら支援策を検討

①生活再建に係る給付金について

本町を対象とした仮設住宅並びに借上げ住宅の供与期間が平成30年3月までと明示されていること、さらに、この春、復興計画に掲げる帰町目標を迎えることから、町独自の施策として全ての世帯の自立を支援することを目的として支給する予定である給付金について、生活支援課より説明を受けました。

【説明の概要】

1 給付の目的

仮設・借上げ住宅の供与期限【平成30年3月】を迎えることから、生活再建後の助成と援護を図る。

2 事業の概要

①支給対象

震災当時檜葉町に住民登録されていた世帯（本年3月末まで分離した世帯も対象）

②支給要件

- ・自宅等の再建が完了し、**平成30年3月31日までに仮設・借上げ住宅等を退去した世帯**
- ・**すでに帰町した世帯**
- ・**町内外を問わず、住宅（持家、賃貸、公営住宅等問わない）を確保した世帯**
⇒ **公平な支援**

③支給額

単身世帯：30,000円 複数世帯：50,000円

④申請期限

平成29年4月から受付開始、平成30年6月末まで

3 事業の効果

- ①安定した生活のために欠かせない住宅を確保することによる、早期自立の支援
- ②自立した生活を送るための負担を軽減し、帰町を後押し

①公共施設等総合管理計画（案）について【説明：総務課】

②特定環境保全公共下水道事業経営戦略（案）について【説明：建設課】

≪開会日：平成29年3月22日≫

①公共施設等総合管理計画（案）について

町が所有する建物などの公共施設のほか、道路・橋梁などのインフラについて、総務省からの求めにより、今回長期的な視点による管理計画を策定することから、その内容について総務課より説明を受けました。

【説明の概要】

1 計画の目的

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な廃置を進める。

2 「公共施設等」の範囲

①建築物系施設

学校教育系施設、公営住宅など

②インフラ系施設

道路、橋梁、上水道、下水道

3 計画期間：平成28～37年度（10年間）

4 公共施設の現状（平成27年度末現在）

233棟、総延床面積72,742㎡、ランニングコスト：年間平均1億2,017万円

5 総合管理の基本方針

- ①人口減少時代への対応
 - ②「耐震化」と「予防保全型の維持管理」
 - ③安全の確保
 - ④長寿命化の推進
 - ⑤統廃合や廃止の推進
 - ⑥総合的・計画的な管理体制の構築
- #### 6 更新に係る経費の見込み（平成27年度から40年間の推計）
- ①公共施設：総額268.5億円（6.7億円/年）
 - ②インフラ：総額484.0億円（12.1億円/年）

②特定環境保全公共下水道事業経営戦略（案）について

公共下水道について、経営基盤の強化と財政マネジメント向上のため、総務省からの求めにより、今回下水道サービスを持続的、安定的に提供していくための指針となる経営戦略を策定することから、その内容について建設課より説明を受けました。

【説明の概要】

1 計画期間：平成29～38年度（10年間）

2 下水道事業の現状（平成28年度末現在）

- ・管渠総延長：77,258.1m・下水処理場：2箇所
- ・マンホールポンプ場：24箇所

3 経営の基本方針

- ①安定した経営
- ②経費の節減
- ③資産の活用
- ④財源の確保

議会の足跡【1月～4月】

日付	1 月
4	仕事始めの式
6	平成29年双葉消防本部出初め式
8	平成29年榊葉町成人式
11	年始知事懇談会（福島市） 町村議会議長・議会事務局長合同会議（福島市）
14	奇祭・高田大俵引き（会津美里町）
15	平成29年榊葉町消防団出初式 平成29年榊葉町新春交歓会
20	県町村議会議長会理事・監事合同会議（福島市）
23	議会運営委員会 葛尾村議会研修で来庁
24	第1回1月榊葉町議会臨時会
26	地域包括ケア推進研修会
27	原発議長会役員会及び原発サミット実行委員会合同会議（東京）
30-2/1	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会調査（吉崎市）
日付	2 月
5	第2回地域包括ケアシステム構築推進シンポジウム
9	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（対策地域内廃棄物処理の実態調査）
10-12	福島県原子力発電所所在町協議会視察研修（九州）
15	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（広野町） 双葉地方町村議会議長会（広野町）
17	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会（波倉メガソーラー発電所建設の進捗状況） 議会全員協議会（屋内体育施設）
20	議会運営委員会
21	県町村議会議長会理事・監事合同会議（福島市） 県町村議会議長会定期総会並びに双葉地方町村議会議長会（福島市） 福島県市町村総合事務組合議会定例会（福島市）
23	第2回2月榊葉町議会臨時会 議会全員協議会（農業再生基金、生活再建給付金）
24	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（広野町）
日付	3 月
1	議会運営委員会
2-3	合同委員会
6-9	平成29年第3回3月榊葉町議会定例会
10	ウィンディランドリニューアルオープンセレモニー

日付	3 月
11	榊葉町東日本大震災犠牲者追悼式 復興植樹祭
12	まほろば塾inならは
13	榊葉中学校卒業式
17	あおぞらこども園卒園式
21	竜田駅東側企業社宅等整備事業竣工式 議会運営委員会
22	平成29年第4回3月榊葉町議会臨時会 議会全員協議会（公共施設、下水道）
23	榊葉南・北小学校卒業式
23-24	北海道・東北議長会視察研修・意見交換会
25	上荒川仮設住宅住民「絆の集い」(いわき市) Jヴィレッジ全天候型サッカー練習場新営工事安全祈願祭・起工式
28	福島県原子力発電所所在町協議会要望活動（東京都）
30	双葉警察署本署機能移転式（富岡町）
日付	4 月
1	辞令交付式
6	榊葉南・北小・中学校開校式並びに入学式
7	あおぞらこども園入園式
8	富岡町帰町開始記念式典（富岡町）
9	県立ふたば未来学園高等学校入学式（広野町）
16	榊葉町消防団春季検閲式
17	太陽光発電事業地鎮祭
20	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会
21	双葉地方広域市町村圏組合議会全員協議会（富岡町） 双葉地方広域市町村圏組合議会臨時会（富岡町）
21	双葉地方町村議会議長会議（富岡町）
25	商業交流ゾーン敷地造成工事安全祈願祭
27	カントリーエレベーター及び農業用倉庫敷地造成工事・水稻育苗センター敷地造成工事合同安全祈願祭 東電福島第一原発事故被災市町村議会連絡協議会役員会（川俣町）



あおぞらこども園入園式



全国町村議会議長会より 自治功労者表彰

平成29年2月8日開催の全国町村議会議長会定期総会において、永山広男議員、松本清恵議員のご両名が、議会議員として15年以上在職し、永年に渡り地方自治進展に功労があったとして、全国町村議会議長会長より、自治功労表彰の栄誉に浴されました。

《受賞者》

◎永山 広男さん（在職歴15年）

◎松本 清恵さん（在職歴15年）

**栄えある受賞
おめでとうございます。**

平成29年6月定例会は、6月7日から開会予定です。

【開会日は変更となる場合があります。予めご了承ください。】

- **場 所** 榑葉町役場庁舎 3階 議場
(双葉郡榑葉町大字北田字鐘突堂5番地の6)

※ 議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。

なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。



◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないように設定してください。
また、通話や撮影、録音は行わないでください。
- ②傍聴席では静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
 - ・ 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - ・ 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - ・ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・ みだりに席を離れないこと。
 - ・ 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ・ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。